平成２６年（フ）第６号
茨城県つくば市中別府591番地86
債務者　有限会社クリノ
代表者代表取締役　栗野　　勝
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡野　聡史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月27日午後１時30分
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１４号
山口県下松市東柳２丁目４番21号
債務者　有限会社拓建工業
代表者取締役　宮崎　伸一
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　寛志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月30日午後１時30分
山口地方裁判所周南支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第５６号
仙台市青葉区八幡３丁目２番15―401号
債務者　岩崎百合子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　満彦
4　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月30日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３１７号
大阪市中央区久太郎町１丁目５番15―905号
債務者　田中　　功
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　浩晃
4　破産債権の届出期間　平成26年４月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７８号
京都市山科区西野山射庭ノ上町138番地16
債務者　高木　　正
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜垣　真也
4　破産債権の届出期間　平成26年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月14日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９号
青森市千刈１丁目16番１号　サポートホーム千刈、住民票上の住所青森市大字新城字山田677番地847
債務者　工藤　昭男
法定代理人成年後見人　粕谷　　豊
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上雄一郎
4　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３３号
名古屋市守山区小幡太田１番８号　アーバンラフレ小幡６号棟104号
債務者　加藤　健二
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　佐織
4　破産債権の届出期間　平成26年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月21日午後４時10分
6　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０号
熊本県上天草市龍ケ岳町大道1123番地13
債務者　森　　利隆
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　真希
4　破産債権の届出期間　平成26年３月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２５年（フ）第３１号
熊本県上天草市龍ケ岳町大道3688番地19
債務者　森　　雅隆
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　真希
4　破産債権の届出期間　平成26年３月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２６年（フ）第７号
三重県志摩市大王町名田382番地１
債務者　飯田　茂夫
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　破産債権の届出期間　平成26年３月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
北海道小樽市奥沢３丁目24番17号　渡辺方
債務者　小川由紀子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村越　　仁
4　破産債権の届出期間　平成26年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月３日午後４時
6　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１号
鳥取県鳥取市気高町勝見844番地195
債務者　中西　正司
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三谷裕次郎
4　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月14日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１号
広島市南区堀越２丁目22番７―808号
債務者　牧村　正樹
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　弘幸
4　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月28日午後３時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４号
宮城県気仙沼市笹が陣４番５号気仙沼公園住宅15号棟６号室
債務者　佐藤　仁香
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原一男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部